

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

えん罪は最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、地方自治体にとっても、地域住民の人権を守る観点から重要な課題である。

このような中、えん罪被害者を救済する制度である「再審」について、現行の刑事訴訟法には再審請求手続の進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちであり、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれかねない状況にある。

特に、再審請求は新たな証拠の発見、すなわち刑事訴訟法第435条第6号の規定に基づいて行われることが多い中で、再審請求手続における証拠開示についての明文の規定がないために、裁判所によって証拠開示の範囲に差が生じかねない。さらに、裁判所が再審開始決定を行っても、検察官が不服を申し立てて再審開始決定が取り消されると、改めて再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化し、えん罪被害者の救済を長引かせている事例がある。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、えん罪被害者を迅速に救済するため、次の事項を含む刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く要望するものである。

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て